

令和3年12月24日

海老名市長 内野優 殿



海老名市消防運営審議会

会長 木内修



消防団員の報酬等の改正について（答申）

令和3年10月25日付けで諮問のあった標記の件について、次のとおり答申する。

1 審議会の結論

消防団員の報酬等の改正については、妥当であると認められる。

現 行	改正案
支出科目：費用弁償	支出科目：出動報酬
災害（火災・風水害等） 1回3,000円（3時間未満） 1回4,000円（3時間以上）	災害（火災・風水害等） 1日8,000円
警戒 1回3,000円 訓練 1回2,500円	警戒 1日3,000円 訓練 1日2,500円

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、消防団員の報酬等の改正について前記のとおりとする合理的理由は次のとおりである。

（1） 諒問経緯

総務省消防庁では、全国の消防団員の減少が危機的な状況となっていること

が異なることなどから、出動手当の見直しを行い、出動に応じた報酬制度を創設する必要がある。

3 審議会の判断理由及び意見

当審議会は次の理由により、消防団員の報酬等の改正について、前記の審議会の結論のとおり妥当であると判断する。

(1) 出動報酬の創設について

本件においては、消防本部の検討内容を妥当であると判断し、また、その他意見等はないものである。

(2) 出動報酬（火災・風水害等）額について

本件においては、消防本部の検討内容を妥当であると判断する。また、意見として、団員の活動や労苦に応じた報酬額であることが望ましいことから、1日の従事時間が7時間45分を超える場合、また日をまたぐ長時間従事するような災害の場合など、業務の負荷や活動時間を勘案した柔軟な対応が必要であると考える。

以 上